

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

平成31年2月の特別区長会において、平成31年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

ア 保険料賦課限度額の改正

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正

2 改正の内容

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の7.32」を「100分の7.25」に改める。

(イ) 均等割 「39,000円」を「39,900円」に改める。

イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の2.22」を「100分の2.24」に改める。

(イ) 均等割 「12,000円」を「12,300円」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

(ア) 所得割 「100分の1.61」を「100分の1.62」に改める。また、賦課割合について「100分の53に相当する額」を「100分の54に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 賦課割合について「100分の47に相当する額」を「100分の46に相当する額」に改める。

エ 保険料の減額【第19条の2】

(ア) 第1号減額（7割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「27,300円」を「27,930円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「8,400円」を「8,610円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「19,500円」を「19,950円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「6,000円」を「6,150円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

- a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「7,800円」を「7,980円」に改める。
- b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,400円」を「2,460円」に改める。

国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料賦課限度額【第15条の8、第19条の2】

基礎賦課額に係る賦課限度額について「580,000円」を「610,000円」に改める。

イ 保険料の減額（均等割額）の判定基準【第19条の2】

均等割額の5割軽減および2割軽減の判定基準をつぎのとおり改める。

(ア) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 275,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 280,000円 × 被保険者数」に改める。

(イ) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 500,000円 × 被保険者数」を「330,000円 + 510,000円 × 被保険者数」に改める。

その他

規定の整備を行う。【第12条】

3 施行期日

平成31年4月1日

4 その他

改正に伴う経過措置について、付則で定める。

5 保険料率等改正内容一覧

保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	59：41	
	所得割料率	7.32/100	7.25/100	0.07/100
	被保険者均等割額	39,000 円	39,900 円	900 円
	賦課限度額	580,000 円	610,000 円	30,000 円
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	59：41	
	所得割料率	2.22/100	2.24/100	0.02/100
	被保険者均等割額	12,000 円	12,300 円	300 円
	賦課限度額	190,000 円	190,000 円	据え置き
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	53：47	54：46	
	所得割料率	1.61/100	1.62/100	0.01/100
	被保険者均等割額	15,600円	15,600 円	据え置き
	賦課限度額	160,000円	160,000 円	据え置き

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	9.54/100	9.49/100	0.05/100
	被保険者均等割額	51,000 円	52,200 円	1,200 円
	賦課限度額	770,000 円	800,000 円	30,000 円
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	11.15/100	11.11/100	0.04/100
	被保険者均等割額	66,600円	67,800 円	1,200 円
	賦課限度額	930,000円	960,000 円	30,000 円

保険料の減額（均等割）一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7 割減額	27,300 円	27,930 円	630 円	11,970円 (11,700円)
	均等割額 5 割減額	19,500 円	19,950 円	450 円	19,950円 (19,500円)
	均等割額 2 割減額	7,800 円	7,980 円	180 円	31,920円 (31,200円)
支援金分	均等割額 7 割減額	8,400 円	8,610 円	210 円	3,690円 (3,600円)
	均等割額 5 割減額	6,000 円	6,150 円	150 円	6,150円 (6,000円)
	均等割額 2 割減額	2,400 円	2,460 円	60 円	9,840円 (9,600円)
介護分	均等割額 7 割減額	10,920 円	10,920 円	0 円	4,680円 (4,680円)
	均等割額 5 割減額	7,800 円	7,800 円	0 円	7,800円 (7,800円)
	均等割額 2 割減額	3,120 円	3,120 円	0 円	12,480円 (12,480円)

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（ ）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7 割減額	35,700 円	36,540 円	840 円	15,660円 (15,300円)
	均等割額 5 割減額	25,500 円	26,100 円	600 円	26,100円 (25,500円)
	均等割額 2 割減額	10,200 円	10,440 円	240 円	41,760円 (40,800円)
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7 割減額	46,620 円	47,460 円	840 円	20,340円 (19,980円)
	均等割額 5 割減額	33,300 円	33,900 円	600 円	33,900円 (33,300円)
	均等割額 2 割減額	13,320 円	13,560 円	240 円	54,240円 (53,280円)

6 平成31年度 1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減
基礎分・支援金分	121,988円	125,174円	3,186円 (+ 2.61%)
基礎分・支援金分・介護分	154,873円	158,724円	3,851円 (+ 2.49%)

7 平成31年度国民健康保険料の試算

別紙 1 のとおり

8 新旧対照表

別紙 2 のとおり

国民健康保険料試算（年額）

年金所得者（65歳以上）1人世帯【世帯主（65歳）のみ】

単位：円

年 収	100万	153万◇	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
30年度	15,300	15,300	85,638	191,238	269,943	350,079	431,169	512,259	596,211	686,841
31年度	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
差額	360	360	725	465	52	△ 368	△ 793	△ 1,218	△ 1,658	△ 2,133
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

年金所得者（65歳以上）2人世帯【世帯主（65歳）＋配偶者（65歳・収入なし）】 単位：円

年 収	100万	153万◇	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
30年度	30,600	30,600	95,838	242,238	320,943	401,079	482,169	563,259	647,211	737,841
31年度	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
差額	720	720	965	1,665	1,252	832	407	△ 18	△ 458	△ 933
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）1人世帯【世帯主（40歳）のみ】

単位：円

年 収	98万◇	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
30年度	19,980	35,530	165,835	243,885	326,395	415,595	504,795	598,455	698,805	799,155
31年度	20,340	36,122	166,679	244,449	326,663	415,543	504,423	597,747	697,737	797,727
差額	360	592	844	564	268	△ 52	△ 372	△ 708	△ 1,068	△ 1,428
均等割軽減	7割減	5割減	-	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）2人世帯【世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）】 単位：円

年 収	98万◇	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
30年度	39,960	68,830	205,795	310,485	392,995	482,195	571,395	665,055	765,405	865,755
31年度	40,680	70,022	207,359	312,249	394,463	483,343	572,223	665,547	765,537	865,527
差額	720	1,192	1,564	1,764	1,468	1,148	828	492	132	△ 228
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）3人世帯

【世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子（10歳・収入なし）】

単位：円

年 収	98万◇	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
30年度	55,260	94,330	246,595	361,485	443,995	533,195	622,395	716,055	816,405	898,831
31年度	56,340	96,122	249,119	364,449	446,663	535,543	624,423	717,747	817,737	917,727
差額	1,080	1,792	2,524	2,964	2,668	2,348	2,028	1,692	1,332	18,896
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

給与所得者（65歳未満）3人世帯

【世帯主（35歳）＋配偶者（35歳・収入なし）＋子（10歳・収入なし）】

単位：円

年 収	98万◇	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
30年度	45,900	78,408	207,306	304,686	375,282	451,602	527,922	608,058	693,918	761,854
31年度	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
差額	1,080	1,790	2,435	2,805	2,435	2,035	1,635	1,215	765	18,239
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	-	-	-	-	-	-	-

◇：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第 1 条 } } 省略 第11条 }</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、障害者総合支援法施行令第35条第 1 項第 3 号または第 4 号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、つぎに定めるものとする。</p> <p> 省略</p> <p> 精神医療給付金の支給額は、第 2 項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、障害者総合支援法施行令第35条第 1 項第 3 号または第 4 号に規定する額を限度とする。</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第13条 } } 省略 第15条の 3 }</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の 4 一般被保険者に係る基礎賦課</p>	<p>第 1 条 } } 同左 第11条 }</p> <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第12条 同左</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、障害者総合支援法施行令第35条第 3 号または第 4 号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 同左</p> <p>4 結核・精神医療給付金の支給額は、つぎに定めるものとする。</p> <p> 同左</p> <p> 精神医療給付金の支給額は、第 2 項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。ただし、障害者総合支援法施行令第35条第 3 号または第 4 号に規定する額を限度とする。</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>第13条 } } 同左 第15条の 3 }</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の 4 一般被保険者に係る基礎賦課</p>

額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.32(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき39,000円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の7 } 省略

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、580,000円を超えることができない。

第15条の9 }
第15条の11 } 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の7.25(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき39,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の7 } 同左

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、610,000円を超えることができない。

第15条の9 }
第15条の11 } 同左

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の2.22(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき12,000円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13 }
第16条の3 } 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の1.61(介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円(介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者

所得割 100分の2.24(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき12,300円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13 }
第16条の3 } 同左

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

所得割 100分の1.62(介護納付金賦課総額の100分の54に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円(介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者

の数等を勘案して算定した数で除して
得た額)

第16条の5 }
第19条 } 省略

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条

の数等を勘案して算定した数で除して
得た額)

第16条の5 }
第19条 } 同左

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が610,000円を超える場合には、610,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条

第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分し

第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分し

て計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,300円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,920円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,500円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,000円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定

て計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,930円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,610円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,920円

前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、280,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,950円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,150円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定

する金額に、500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

第19条の3 } 省略
第29条 }
付 則 省略

する金額に、510,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,980円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,460円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

第19条の3 } 同左
第29条 }
付 則 同左
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4および第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。